

「府中ストリートテラス in けやき並木通り」キッチンカー出店要項

【背景と目的】

一般社団法人まちづくり府中では、府中市を象徴するけやき並木通りの継続的なにぎわい及び、まちを訪れた方々がまちなかで心地よく過ごせる場を創出するため、府中駅前のけやき並木通りにおいて日曜日の車両交通規制の時間帯を活用し、車道にテーブルとイスを配置する取り組みである「府中ストリートテラス in けやき並木通り」を実施しています。

多くの方がけやき並木通りでより楽しく、より心地よく利用していただけるよう、下記の本要項に基づきキッチンカーの募集を行います。多くの事業者の方のご応募をお待ちしています。

【出店要件】

府中ストリートテラスの空間づくりにご協力いただけるキッチンカー事業者/移動販売事業者

※飲食店営業(自動車)、喫茶店営業(自動車)、菓子製造業(自動車)、食料品等販売業(自動車)の許可証を得ている事業者

【出店募集日程】

- 令和5年10月1日(日)
- 令和5年10月29日(日)

【設営・撤収・営業時間】

設営開始は12時00分からとなり、設営完了次第、営業開始していただきます。

営業時間は17時00分までとなり、17時30分までには完全撤収をお願いします。

【出店料】

市内事業者料金

1日 1台につき4,000円

市外事業者料金

1日 1台につき6,000円

※支払方法については出店が決まり次第、別途ご案内いたします。

【申込方法】

ホームページに記載の専用申込フォームに必要事項を入力の上送信、その後各提出書類をメールにてまちづくり府中へご提出ください。(E-mail machidukurifuchu@gmail.com)

また、本要項内「反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約」をよくお読みください。

〈提出書類〉

- ・営業許可証の写し(写真データでも可)
 - ・運転免許証の写し(写真データでも可)
 - ・車検証の写し(写真データでも可)
- ※書類に不備や不足があった場合は、審査対象となりませんのでご注意ください
- ・店舗紹介写真(まちづくり府中ホームページにて店舗紹介に使用いたします)

【申込締切】

令和5年9月24日(日)まで

【出店の審査】

出店に関しては、お申込みいただいた後、上記の出店の条件を満たしていない場合やお申込み多数の場合は出店者を選定して決定いたしますので、出店をお断りする場合がございます。

【出店可否のご連絡】 ※各手続きの状況により日程が遅れる場合があります

令和5年9月25日(月)頃

【注意事項】

- ・出店場所については事務局が決定いたしますのでご了承ください。出店位置に関してのご希望は一切お受けできません。
- ・(一社)まちづくり府中からの備品の貸し出しやレンタルは行いません。
- ・排煙、臭気、振動、大音量を伴うものや、公序良俗に反するものや法令違反の商品や製品は持込めません。
- ・アレルギーへの対処(材料の把握とアレルギー表示)を徹底し、損害賠償保険等に加入するようにお願いします。
- ・販売する「商品の名称」「価格」がお客様から一目でわかるように、POP(キャッチコピーや商品の説明)などの表示を行ってください。価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。
- ・発電機を使用する場合は、出店申込書の該当欄に記載してください。発電機を使用する場合は発電機 1 台につき、消火器 1 台を備え付けてください。
- ・商品、現金の管理は、出店者の責任にて管理してください。販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属するものとします。
- ・ストックヤードはありません。在庫の保管は車内で行ってください。
- ・周囲に対して美観を損ねる、その他、風紀を乱す行為はお断りします。
- ・出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、全て出店者が用意し、その費用をご負担いただきます。

【飲食店の衛生管理など】

- ・加工食品の販売や会場内での調理には、保健所の許認可届け出が必要な場合がありますので、出店者の責任において各種法令を確認の上、必要に応じ取得してください。
- ・出店の際は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- ・会場内において、保健衛生に関する指示があった場合は、必ず従ってください。
- ・万一、飲食販売行為に関連して、事故や苦情が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。

【守っていただく事項】

本要項及び以下の内容に違反し、係員の指示に従わない場合、退場していただく場合がございます。事務局の判断により退場していただいた場合には、営業保証はいたしませんのでご了承下さい。また、今後の出店をお断りさせていただくことがあります。

- ・食品衛生に関する保健所、事務局の指示を守ること。
- ・営業中に飲酒をしないこと。
- ・開催場所での喫煙をしないこと。
- ・交通規制に伴い主催者の指示に従うこと。
- ・他出店者やお客様に迷惑をかけること。
- ・申込書と同じ販売内容であること。
- ・申込者(代表者)以外の方に店の権利を又貸ししないこと。(必要に応じて、当日、主催者より身分を証明するものの提示を求める場合があります)
- ・販売については、キッチンカーの区画内で行うこと。区画外での販売行為は、厳禁とします。
- ・その他、主催者や係員の指示に従うこと。

【その他事項】

◆開催中止について

- ・雨天や荒天時、自然災害時、感染症拡大時など(一社)まちづくり府中がテーブルとイスの配置を取りやめる事情が生じた際は、出店も中止となります。中止時の営業保証は致しませんので予めご了承ください。

開催前日の 17:00 に事務局が開催の可否を決定し、中止の場合のみ出店者へメールにてご連絡します。

◆出店キャンセルについて

・出店者都合のキャンセルにつきましては、基本的にお受けできません。天候を理由とするキャンセルを希望される場合は**開催前日の 17:00までに** ご連絡ください。この時間を過ぎての出店キャンセルはキャンセル料を頂く場合がございます。

◆ごみ、清掃について

- ・出店の際に出るごみは店舗ごとにお持ち帰りいただきます。また、飲食後の販売物のゴミについても、各店舗で回収・お持ち帰りをお願いします。
- ・清掃用具を持参し、廃棄物や小間内及び周辺部のゴミは責任を持ってお持ち帰り下さい。

◆事故・トラブル・賠償等について

- ・飲食販売出店者は出店及び食品・販売行為に関連して発生した事故、苦情に対して全ての賠償責任を負っていただきます。
- ・施設に損傷等を与えた場合には、原状回復のための費用を頂きます。
- ・売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、(一社)まちづくり府中は一切の責任を負いません。
- ・クレームやトラブルがあった際には、(一社)まちづくり府中に速やかに報告してください。

◆保険について

- ・事務局で、来場者について傷害保険に加入します。出店者につきましては、各自賠償責任保険にご加入ください。

◆記録写真の使用について

- ・開催当日、参加各店の写真を撮影します。撮影した写真は、HPや広報等で使用する場合があります。

◆当日の売上報告について

- ・当日の売上について、当日終了時に(一社)まちづくり府中へ報告をお願いします。(口頭での報告で構いません)

◆個人情報について

- ・出店申込者等からご提供いただいた個人情報については、当イベント及びまちづくり府中が主催するイベント等への出店案内にかかる利用目的以外には使用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。また利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【問い合わせ先】

一般社団法人まちづくり府中

〒183-0022 東京都府中市宮西町 2-8-3 野口ビル 2 階

TEL 042-370-1960(平日 9:00～17:30) E-mail machidukurifuchu@gmail.com

「府中ストリートテラスinけやき並木通り」

反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約

- 1 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他前各号に準ずる者及び団体

- 2 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
 - (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) 役職員又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

- 3 私（個人・法人・団体）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 4 私（個人・法人・団体）は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、「府中ストリートテラスinけやき並木通り」への出店停止・拒絶を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴会が専門機関（府中警察）に照会することについて同意します。